**後発医薬品の院内採用規定**

１，後発医薬品チェックリスト(別紙)にて【適】となった医薬品。

２，複数の規格を採用している薬剤は品目(メーカー)を統一する。

３，できるだけ一般名の薬品を採用する。

４，内服薬の場合外観(大きさ・形状・色調・割線等)は先発医薬品に類似しているもの

か、又は先発医薬品に比べ利便性の向上が期待できると思われる医薬品を採用する。

５，注射薬は溶解性や安定性等と、シリンジ等の使い勝手の良いものを考慮する。

６，小包装のあるものを採用する。

７，条件に合う品目が複数の場合は納入価の最も安いものとする。

８，後発医薬品に切り替えた後、問題が生じた場合は先発医薬品に変更することもある。

＜後発医薬品の院内採用手順＞

１，採用したい後発医薬品又は先発医薬品から変更したい後発医薬品がある場合は薬剤部

に申請する。

２，薬剤部で後発医薬品の評価を行う。

３，後発医薬品チェックリストにて【適】となった医薬は薬事委員会に提出する。

　　（医師からの申請だけでなく、薬剤部にて後発医薬品に変更した方が良いと判断した

場合は、薬剤部長から薬事委員会に申請できる）

４，薬事委員会で審議して採用を決定する。

５，内服薬、外用薬など院外処方箋でオーダーされる可能性のある後発医薬品については

当院採用品目を薬剤部より近燐調剤薬局に通知する。

平成26年6月改訂